



# 犬と猫の マイクロチップ登録制度

【問い合わせ】  
本館生活環境課(☎41-3544)  
各総合支所市民生活係  
(大迫☎41-3126、石鳥谷☎41-3446、東和☎41-6516)

令和4年6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行され、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられます。犬や猫を購

## マイクロチップとは？

マイクロチップとは、直径1.4ミリ、長さ8.2ミリ程度の円筒形の小さな電子標識器具で、世界で唯一の15桁の数字が記録されています。犬や猫が迷子になったときや、地震などの災害で飼い主と離ればなれになったときに、保護

## 犬や猫を購入した際の手続き方法(飼い主が変更になった場合の変更登録)

### ①手続きの前に登録証明書の準備を

購入先から犬や猫と一緒に渡される登録証明書に、マイクロチップの識別番号および暗証番号が記載されているので準備しましょう。

### ②オンラインで申請

パソコンまたはスマートフォンから右記のサイト「犬と猫のマイクロチップ情報登録」にアクセス。ガイドに従い必要事項を入力してください。

### ③手数料の支払い

変更登録の手数料は1回300円です。支払い方法は、クレジットカード決済またはバーコード決済から選択できます。

### ④登録証明書のダウンロード

画面に表示される登録証明書をダウンロード

入したときなどは、公益社団法人日本獣医師会が運営するシステムで飼い主の住所や氏名、電話番号について変更登録する必要があります。

された犬や猫のマイクロチップの番号を専用のリーダー(読取器)で読み取ります。その番号から登録されている飼い主の情報と照合することで飼い主に連絡することができます。

して、大切に保管してください。

●変更登録の手続きは、公益社団法人日本獣医師会のウェブサイトから行うことができます



5月31日(火)までの準備サイト  
(<https://pre.mc.env.go.jp>)



6月1日(水)から利用できるサイト  
(<https://reg.mc.env.go.jp>)

\* オンラインによる申請が困難な場合など、マイクロチップ情報登録の問い合わせは、公益社団法人日本獣医師会(☎03-6384-5320)へお願いします

## マイクロチップに関するQ & A

Q 市に何か手続きをする必要はありますか？

A マイクロチップに関して市への手続きは必要ありません。犬については、従来どおり市へ下記の手続きが必要です。

- ①犬を飼うとき…登録の手続き
- ②狂犬病予防注射を市外の動物病院で受けたとき…注射済票交付の手続き
- ③犬の所有者や住所などが変更したとき…変更の手続き(届け出)
- ④犬が死亡したとき…死亡の手続き(届け出)

⑤鑑札や注射済票を紛失したとき…再交付の手続き

Q 引っ越して住所や電話番号が変わったら、登録の変更は必要ですか？

A 住所や電話番号、結婚して姓が変わった場合など、飼い主の情報に変更が生じた場合は、30日以内に登録事項の変更の手続きを行ってください。



## 安心して出産できるまちを目指して

# 産科医師・助産師・看護師を 支援します



市では、市内の産科医療機関に就職する産科医師・助産師・看護師を対象に、さまざまな支援を行っています。



【問い合わせ】健康づくり課(☎41-3586)

### 就職支援金

新たに市内の産科医療機関に就職し、1年以上勤務する意思のある産科医師、または3年以上勤務する意思のある助産師・看護師に就職支援金を交付します。

#### ①産科医師

■対象・給付金額  
新たに就職した人：200万円

#### ②助産師

■対象・給付金額  
▽就職のため県外から県内へ転入した人：100万円  
▽新卒・非新卒は問いません。1年以上の分娩対応経験がある場合は貸付金100万円を追加で貸し付けます(3年以上勤務を継続した場合、返済は免除)  
▽県内在住の人  
○新卒者：100万円  
○非新卒者：30万円

#### ③看護師

■要件 産科医療機関で1年以上看護経験をしていること  
■対象・給付金額  
▽就職のため県外から県内へ転入した人：100万円  
▽県内在住の人：30万円

岩手中部地域内(花巻・北上・遠野市および西和賀町)の産科医療機関に勤務していた①②③の人は、退職後3カ月を経過していることが条件となります

### 就職支援金の対象者であれば 次の支援策も活用できます！

#### 保育料支援金

養育している0〜2歳児の保育料の一部を補助します。

#### ■対象・補助率(上限額)

- 第1子：月額保育料の2分の1(上限1万6000円)
- 第2子：月額保育料の2分の1(上限8000円)

#### 家賃支援金

自らまたは生計同一者が賃貸住宅の契約者として家賃を支払っている場合、就職から最大3年間、家賃の一部を補助します。

#### ■補助率 月額家賃の2分の1

※月額家賃は、住居手当などを控除した額。上限の4万2000円(産科医師の場合は10万円)を超えた分は補助の対象外となります

### 奨学金返還支援

市などが実施する奨学金について、就職から最大3年間、その返還額の一部を補助します。

※市以外の奨学金の場合は、高校卒業後、産科医師、助産師または看護師の資格を取得するために奨学金を受給し、自ら返還している人(類似の補助金を受けている場合を除く)が対象

#### ■補助率(上限額)

- ▽市の奨学金：返還月額の2分の1(上限なし)
- ※返還月額は、返還明細書の返還期間に応じた返還額を基準に算定
- ▽市以外の奨学金：返還月額の2分の1(上限1万円)

#### 産科医師の交通費支援

医師が帰郷する際の交通費用(公共交通機関)について補助します。

#### ■補助率

10分の10(2カ月に1回を上限)

就職支援金などの対象になる人は、市のU・I・Jターンに関する支援を受けられます。また、市内産科医療機関が医師へ支払う医師紹介手数料の一部を補助する制度もあります(上限250万円)。詳しくは健康づくり課(☎41-3586)へお問い合わせください。